

大学・短期大学に対する横浜市の補助事業について

岩本 恒世

一 はじめに

これからの大学のあり方については、教育白書や臨教審答申、また今年五月に出された大学審議会の答申等で様々な指摘がなされている。

この中で、大学と地域・社会の連携に関して、平成二年度の教育白書では、「大学の保有する教育機能と人材を地域社会に開放し、教育研究面での地域との連携を深めることにより、地域の社会教育や文化事業の拡充、地域社会の振興等に貢献しうるものと考えられる。また、大学を育て、発展させていくためにも、地方公共団体との積極的な連携が期待される」と述べられている。また、大学審議会の答申でも、「地域社会への積極的な貢献」として、「各高等教育機関が、地域社会に積極的に貢献するためには、優れた研究実績を挙げ、社会的な評価を高めることが肝要。さらに、地域の文化の中心として、また地域コミュニティの一員として公開講座の

開設や施設の開放、地域諸活動への教員の協力、産官学の研究協力等を通じ、地域社会に貢献することが高等教育機関に期待されている。」と述べられている。

このように、地域社会への貢献は、高等教育機関の果たすべき役割の一つとして社会的要請になっており、各大学においても様々な対応が見られる。

このうち、地域と高等教育との連携・交流等を深めるために、横浜市が高等教育機関に対し実施している補助事業について説明したい。

二 市内の大学・短期大学の現況

横浜市の補助事業を説明する前に、市内の大学・短期大学の現況についてふれてみる。

(一) 学校数及び学部、学科、構成

現在、横浜市には大学が十二校、短期大学が十一校ある。このうち、校舎の一部が市内にあ

るものが三校（東京工業大学、慶応義塾大学、明治学院大学）ある。

また、八大学で大学院を設置している。（市外にあるもの含む。）

大学の学部（専門教育課程を置くもの）の構成は、法学部・経済学部・文学部等の人文・社会科学系学部は十四、理工系学部は六、医学系学部は二、教育系学部、芸術系学部がそれぞれ一となっている。

国際化や生命科学・バイオテクノロジーの発達という急速な進展に対応するため、国際学部や生命理工学部等の新しい分野の教育研究を担う学部が、最近、市内の大学にも設置されている。

また、短期大学の学科の構成は、外国語関係学科が五、教育関係学科が四、医療技術関係学科が三、情報関係、家政関係、人文関係学科がそれぞれ二、芸術関係、国際関係学科がそれぞれ一となっている。

短期大学については、従来、主として女子に対する教養型の高等教育を中心に実施してきたといえるが、情報化、国際化等の社会の変化により、短期大学における専門職業教育へのニーズも高まっており、情報処理学科、国際教養科、経営情報科のように社会の変化に対応した学科がやはり設置されてきている。

(二) 学生数及び教員数（平成三年五月一日現在）大学の学生数は六二、六八三人、社会人の入学者数は四四五人、留学生数は一、〇〇六人、また、教員数は六、六一〇人となっている。

短期大学の学生数は七、四九七人、社会人の入学者数は三四人、留学生は三人、また、教員数は八八九人となっている。

この中では、特に、留学生数の増加が顕著であり、昭和五十九年以降の毎年の平均増加率は二〇％を超えている。

三——横浜市の補助事業について

横浜市では、現在、市内の大学・短期大学（以下、大学という。）に対して二つの補助事業を行っている。

一つは「横浜市地域研究費補助金事業」であり、もう一つは、「社会人活用講座開設費補助事業」である。

従来、大学と地域との交流事業として、社会人や産学交流促進事業等が行われてきたが、この補助事業は大学が自主的に行う研究や講座に対し補助を行い、大学と地域の交流をより一層推進することにより、地域の発展を旨としたものである。

(一) 横浜市地域研究費補助金事業

「横浜市地域研究費補助金事業」は昭和六十年度に始めたもので、開かれた大学としての機能や知的集積を地域社会や市民のために積極的に提供してもらいたいという目的で、市内の大学の教員が横浜という地域に関連のある研究を行う場合、その研究費を補助するものである。

補助額は一研究当たり五〇〜二〇〇万円、研究期間は、三年以内である。

この事業は委託研究事業と異なり、研究テーマは大学の教員が自主的に決めるもので、特に分野は問わないが、横浜という地域に関連のある研究テーマを選定してもらい、申請のあったものについて、横浜市が地域性・緊急性・独創性・重要性等様々な角度から審査を行い、採択されたものに補助を行っている。

自治体レベルでの同様の事業としては、北海道で行っている「北海道科学研究費補助金」という事業があるが、これは、北海道の科学技術研究の促進を図り、道民生活の向上と産業経済

の発展に寄与することを目的とし、対象が科学部門、対象者が北海道民、研究期間が一年、個人研究と共同研究とは補助額が異なるというもので、横浜市の地域研究補助金と目的はほぼ同様だが、内容はかなり異なっている。

また、これ以外には、わが国の学術の振興に寄与するため、すぐれた学術研究を奨励させることを目的とする文部省の「科学研究費補助金」があるが、自治体レベルでは他には見当たらない。

(二) 社会人活用講座開設費補助事業

「社会人活用講座開設費補助事業」は昭和六十三年に始めたもので、市内の大学が社会人を活用して横浜に関する講座を開設した場合に、その講座の開設費を補助するものである。この事業は、大学が講座を企画し、講師を募集して実施するものであり、大学が自主的に行う講座に対して一大学当たり一〇〇万円を限度に補助するものである。

社会人活用講座という名称から分かるように、この講座の講師は大学の教員ではなく、豊かな社会的経験を有する経済人、芸術・文化面での功績のある人、評論家、ジャーナリスト等の広い範囲の社会人が講師となっており、学生や地域の人たちに自らの経験や研究等に基づいて講義を行うものである。講座の内容については、社会・

経済・文化等の分野で横浜に関するものとしており、大学で従来行われていたのとは異なった内容の講座が開設されている。

大学が独自に行っているものとしては、信州大学等の例が若干あるが、地域と大学との新たな交流を図るためにも大学に対して自治体が助成する事業は、全国的に見ても他に例のない特色のある事業である。

四——事業の実績

(一) 地域研究費補助金事業

申請件数は初年度四十八件であったが、二年目、三年目とそれぞれ減り、以降増え始め、平成元年度、二年度とも五十件の申請があった。

事業を開始してから現在まで、ほとんどの大学から申請があり、この事業が各大学にほぼ定着したものと考えている。

分野別の申請状況は、例年「政経・文化」「健康・福祉」の分野からの申請件数がかなり多く、また、大学別では横浜国立大学と横浜国立大学からの申請が多い。

採択件数については、例年十六件前後となっている。

年度別分野別採択件数では、申請件数に比例して「政経・文化」「健康・福祉」の分野が多

い。また、ここ二年間、社会の変化に対応した「情報・通信」の分野の申請も出されており、採択されている。

(二) 社会人活用講座開設費用補助金

事業を開始して三年であるが、現在まで延べ九大学で実施している。

この講座を授業に組み込んでいる大学も多く、また、期間も数カ月にわたって連続して実施しているところも見受けられる。

これまでに実施されたテーマの中で特に地域との関係が深いものとしては「横浜の芸術と文化」「上大岡まちづくり学校」「横浜コミュニティ」と市民「横浜と商業」「スカーフデザイン」等があげられる。

五——事業の効果

(一) 地域研究費補助金事業

地域の研究の成果については広く利用してもらうため、その年度に完了した研究を「横浜市地域研究費成果報告書」という冊子にまとめて、庁内の他、市内の図書館や大学等各方面に配布している。

平成二年度までに、七十七の研究が完了し、既にその報告書も四冊刊行している。

今までに完了した研究のうち、横浜市の事業

で取り上げられているものや、研究成果を自費出版し評価を得ているものもある。また、研究成果を学会で発表し、新聞で取りあげられる等注目を集めたものもあり、事業の効果が様々な形で現れ始めている。

(二) 社会人活用講座

社会人活用講座は事業の効果が具体的な形で現れにくいものであるが、実施する大学の数は増えてきており、また、講座を聴講する学生・市民の数も年々増えている。

最近、学生数の減少に伴う大学の在り方が問題になっていくなかで、地域に開かれた大学という傾向はより一層顕著になっており、臨教審最終答申の「高等教育の多様化と改革」の中にも、「大学と社会の連携の強化を図るため、非常勤講師の活用、客員教授の在り方の検討を進める」「教員に広く人材を求め、社会人、外国人の任用を拡大し得るよう適格条件の弾力化の措置を進める」という方向も出されている。ある意味では、この事業は大学と社会のあり方について、新しい方向を実践しているものと言えよう。

六——まとめ

「横浜市地域研究費補助金事業」については、

申請件数は増えてきてはいるが、より多くの教員に、また、横浜に関して今まであまり研究のなされていなかった分野についても申請してもらいたいと考えている。さらに、この研究成果についても、より多くの人たちに活用してもらうための方策についても研究していきたい。

また、「社会人活用講座」については、平成二年度は六大学で実施している。

しかしながら、この講座はカリキュラム・教室・時間等大学の体制が整わないと実施することが難しいという問題があるため、実施していない大学も多いが、今後地域と大学を結ぶユニークな事業として大学の理解を深め、より多くの大学で実施していきたい。

横浜市においては、これ以外にも大学による地域のための事業が種々行われているが、地域に開かれた大学のあり方が問われている現在、地域との連携に対してかならずしも積極的ではなかった大学からも、地域に開かれた大学を目指す動きも見られ、また、地域との連携をさらに拡大しようとする動きも見られる。

この両事業は、昭和六十年代に始めたものでまだ歴史は浅いが、大学のそのような動きに対応して、事業をさらに充実・発展させることに、地域と大学との結びつきをより一層深め、今後とも横浜市の発展に貢献させていきたい。

表一 地域研究費補助金事業大学別実績

大 学 名	60年度		61		62		63		元年		平2	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
横 浜 国 立 大 学	9	2	4	1	2	1	6	3	10	4	15	4
東 京 工 業 大 学									1	1	1	1
横 浜 市 立 大 学	14	4	10	4	5	4	6	3	15	5	11	6
鶴 見 大 学	2	1	4	2	3	1	3	1	3	1	2	-
横 浜 商 科 大 学	-	-	-	-	2	1	1	-	2	2	1	-
神 奈 川 大 学	6	4	2	2	4	4	4	2	5	1	5	2
フ ェ リ ス 女 学 院 大 学	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
関 東 学 院 大 学	4	3	4	1	5	2	3	1	3	1	4	1
慶 応 義 塾 大 学	3	1	-	-	2	2	3	1	1	-	3	1
桐 蔭 学 園 横 浜 大 学							-	-	4	-	1	-
東 洋 英 和 女 学 院 大 学									-	-	2	1
明 治 学 院 大 学	2	-	-	-	2	1	3	2	-	-	-	-
神 奈 川 県 立 栄 養 短 期 大 学	2	1	1	1	2	1	-	-	-	-	3	-
神 奈 川 県 立 衛 生 短 期 大 学	-	-	2	2	-	-	1	1	3	1	2	1
鶴 見 大 学 女 子 短 期 大 学 部	1	-	2	1	1	-	1	1	-	-	-	-
神 奈 川 大 学 短 期 大 学 部	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関 東 学 院 女 子 短 期 大 学	3	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
横 浜 創 英 短 期 大 学									2	-	-	-
ト キ ワ 松 学 園 女 子 短 期 大 学	-	-	2	1	-	-	1	-	1	1	-	-
計	48	20	31	15	28	17	34	16	50	17	50	17

表-2 地域研究費補助金事業分野別実績

区分	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
	申請 件数	採択 件数	申請 件数	採択 件数	申請 件数	採択 件数	申請 件数	採択 件数	申請 件数	採択 件数	申請 件数	採択 件数
環境	8	3	6	3	1	1	5	2	8	3	8	1
健康・ 福祉	11	3	9	5	9	4	14	6	10	4	14	6
都市研究 ・防災	8	3	10	4	6	3	7	3	11	2	3	3
政経・ 文化	21	11	6	3	12	9	8	5	14	5	18	5
情報・ 通信	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	4	2
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	3	-
計	48	20	31	15	28	17	34	16	50	17	50	17

表-3 社会人活用講座開設費補助事業の実績

区分	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
実施大学数	3	6	6
講座テーマ数	15	32	31
講義数	28	50	72
聴講者数 (延べ人数)	945	3,201	4,671 (1部未集計)

表-4 市内大学の現況

平成2年5月1日現在

大学名	学部	所在地	学生数	社会人受入数	留学生数	教員数
国立 公立	教育,経済, 経営(1,2部) 工(1,2部)	保土ヶ谷区 常盤台156	9,128	7	432	1,098
	生命理工	緑区長津田町 4529	914	21	108	192
公立	商,文理,医	金沢区瀬戸 22-2	3,710	82	112	933
	文,歯	鶴見区鶴見 2-1-3	2,467	-	4	546
私	商	鶴見区東寺尾 4-11-1	1,968	-	46	127
	法(1,2部), 経済(1,2部), 外国語, 工(1,2部)	神奈川区六角橋 3-27-1	12,380	-	29	786
私	文,音楽	中区山手町37 (緑園校舎 泉区緑園 4-5-3)	1,754	-	-	219
	経済(1,2部), 文,工(1,2部)	金沢区六浦町 4834 (釜利谷校舎 釜利谷町1641)	9,429	226	52	683
立	文(1年),経済・ 法・商・医(1,2年), 理工(1~4年)	港北区日吉 4-1-1	14,327	92	207	1,092
	工	緑区鉄町1614	528	-	-	70
立	人文	緑区三保町32-1	495	17	1	66
	文・経済・法・ 社会(1,2年), 国際(1~4年)	戸塚区上倉田町 1518	5,583	-	15	798

(総務局教育課調べ)

表-5 市内短期大学の現況

平成2年5月1日現在

大学名	学科	所在地	学生数	社会人受入数	留学生数	教員数
公立	食物栄養	保土ヶ谷区 桜ヶ丘399	284	-	-	46
	衛生看護衛生技術	旭区中尾町50-1	328	-	-	121
立	英語	磯子区岡村 4-15-1	195	20	-	56
	国文,保育, 歯科衛生	鶴見区鶴見 2-1-3	1,358	-	-	116
私	商(1,2部) 法(2部)	神奈川区 六角橋3-27-1	586	-	-	47
	保育	港南区港南台4-4-5	563	-	-	49
立	英文,国文,家政, 幼時教育, 経営情報	金沢区 六浦町4834	1,772	-	-	201
	英語,仏語	緑区あざみ野2-29-1	320	-	-	34
立	保育,英文, 国際教養	緑区三保町32	1,010	-	-	134
	造形美術	緑区鴨志田町1204	762	14	1	51
立	情報処理	緑区三保町1	319	-	2	34

(総務局教育課調べ)

社会人活用講座開設費補助事業について

一、目的

横浜市内に所在する大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）が、豊かな社会的経験を有する社会人を活用し、大学等の市民、企業人を対象にして行う講座の開設に要する経費を補助することにより、《大学》と《社会》との新たな交流を推進していくことを目的とする。

二、補助対象となる講座

社会人を活用して行う横浜に関わる講座等。

〔横浜に関わる講座の定義〕

社会・経済・文化等の分野で横浜に関わる講座等。

具体的には、実施にあたり協議する。

三、補助金の交付の対象

社会人活用講座開設費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象は、社会人活用講座（以下「講座」という。）を開設する大学等とする。ただし、国公立大学にあっては、講座を開設する大学ごとに設置する実行委員会とする。

四、補助の対象

社会人活用講座の開設に必要な経費とする。
講師謝金、ポスター・プログラム等印刷費、通信運搬費、講座開設PR費、会場使用料、打合せ事務費、備品費等。

五、開設期間

開設期間は、原則として一年とする。

六、補助金交付申請者

申請者は、講座を開設する当該大学とする。ただし、国公立の大学にあっては、講座を開設する大学ごとに設置する実行委員会とする。

七、講座の運営

（一）大学等において事務局・教員を中心とする企画運営委員会を組織し、企画運営にあたる。

ア 計画調査の作成（講座テーマ、内容、日程、募集人員、経費等）

イ 社会人の問い合わせに対する対応

ウ 講師の選考・採用

エ 講座開設のPR・募集

オ 開講準備・開講

カ 実績報告の提出

キ 市との連絡調整

（二）横浜市

ア 計画調査の審査

イ 講師の公募

ウ 社会人の問い合わせに対する対応

エ 補助金の交付

オ 大学との連絡調整

八、講師

（一）講師は、広く社会人に対し公募等を行い、

選考採用する。

〔社会人の定義〕

国内の高等教育機関の教員及び大学生を除く全ての一般人。

例：経済人、コンサルタント、新聞・テレビ・雑誌等のマスコミ関係者やフリー・

ジャーナリスト、行政担当者、コミニ

ニティ運動家、海外の研究者

（二）講座を行う講師には、各大学の定めにしたがって称号が与えられる。

例：国立大学等の寄附講座－客員教授・客員助教

信州大学－客員講師

員助教

九、講座開設の方法

（一）年間カリキュラムのうちの一部を担当する。

（二）講義、セミナー、シンポジウム、講演研究会等の形式で開設する。

十、事業開始年度 昭和六十三年年度

横浜市地域研究費補助金事業概要

横浜市の大学等（平成三年、十二大学、十二短期大学）の教員が実施する、横浜の地域に関連のある学術研究で学術の振興に寄与する研究（以下「地域研究」という。）の経費を補助します。

◎ 目的

この補助は、地域研究を実施する大学等の教員（以下「研究者」という。）に対し、その経費を補助することにより、横浜市の発展に役立つために実施するものです。

◎ 補助対象となる研究

横浜の地域に関連のある学術研究で学術の振興に寄与する研究。

◎ 補助対象経費

補助対象となる経費は、地域研究の遂行に必要な経費及び研究結果の取りまとめに必要な経費とします。ただし、地域研究に必要な経費であっても、原則として建物に関する経費、外国出張旅費及び給与に使用する経費は含まれません。

◎ 補助金申請者

・ 地域研究を研究者一人で実施する場合は、当該研究者

・ 地域研究を研究者二人以上で実施する場合（以下「共同研究」という。）は、当該

研究代表者

（共同研究は市内の異なる大学等の研究者で実施してもかまいません。）

◎ 補助金額

地域研究一課題につき五〇万円以上二〇〇万円以内とします。

◎ 研究期間

地域研究一課題につき三年以内とします。

◎ 事業開始年度

昭和六十年年度

◎ 教育改革に関する第四次答申（最終答申）

昭和六十二年八月七日

臨時教育審議会

（抜粋）

第三章 改革のための具体的方策

第二節 高等教育の多様化と改革

二十一世紀に向けて、国民や社会の様々な要

請に応じ、人材の育成および学術研究の創造と発展に資するとともに、生涯学習の場として重要な役割を果たしていくため、高等教育の個性化、多様化、高度化、社会との連携、開放を進め、また、学術研究を積極的に振興する。これらを裏付ける条件として、組織・運営における自主・自律の確立、教職員の資質向上、経済的基盤の整備を図る。

一、高等教育の個性化・高度化

(一) 大学教育の充実と個性化

大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現するため、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとともに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとら

われない個性的な設計を可能にする。また、現

行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るよう学期や学年の取扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。これらの改革を実現するため、大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図る。

(二) 高等教育機関の多様化と連携

高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進するため、短期大学の学科や教育課程の多様化、教育内容の弾力化、高等専門学校工業、商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する。

放送大学の将来構想については多角的に検討するとともに、通信教育については、新しい情報手段の活用を新たな視点で検討する必要がある。生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入、学位授与機関の創設について検討する。

(三) 大学院の飛躍の充実と改革

大学院の飛躍の充実と改革は緊要の課題であり、修士課程、博士課程の役割の明確化と修業年限の標準の検討や優れた学生の学部三年修了時での大学院への進学を認める措置を考慮する。大学院の形態については、独立研究科等その多様化を促進し、また、固有の教員組織、施設・設備強化する。学位制度の在り方についても検

討する。

四 大学の評価と大学情報の公開

大学がその社会的使命や責任を自覚し、絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明かにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国の内外に公開することを要請する。

二、大学入学者選抜制度の改革

偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するため、各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜を行うよう入試改革に取り組むことを要請する。

また、現行の国公立大学共通一次試験に代えて、新しく国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設する。この共通テストの実施のため、大学入試センターの設置形態や機能について検討し、その改革を進める。これとともに、各大学の入試担当機能の強化、進路指導の改善、国立大学の受験機会の複数化、高等学校職業科卒業生などへの配慮についてもその推進を図る。

三、大学入学資格の自由化・弾力化

高等教育の門は可能な限り多様で幅広くすべきであるとの基本的認識の下に、修業年限三年以上の高等専修学校の卒業者などに対し、大学入学資格を付与する。

さらに、大学入学資格については自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。

四、学術研究の積極的振興

(一) 大学における基礎的研究の推進

国際的評価に耐え得る基礎的な学術の振興のため、大学における弾力的な研究組織の整備、共同利用研究所等の点検や改善、若手研究者育成のためのポスト・ドクトラル・フェロー制度の拡充、研究支援体制の抜本的な見直し・強化、研究費の拡充等を図る。人文・社会科学の振興にも格段の配慮を払う。

(二) 大学と社会の連携の強化

大学と社会の連携の強化を図るため、非常勤講師の活用、客員教授の在り方の検討を進めるとともに、大学教員が民間等との研究協力に従事し得る措置を講ずるなど人材交流の促進、大学院修士課程の弾力化、研究成果の公開や学術情報体制の充実、産・官・学の共同研究制度等の一層の拡大、寄附講座など大学への民間資金の円滑な導入等を図る。

(三) 学術の国際交流の推進

学術の国際交流を推進するため、若手研究者を中心とする研究者の国際交流の積極的拡大、大学間協定の促進、国際的な学術の共同研究への積極的参加等を図り、大学等における国際学術交流事業推進組織の強化を図る。

五、ユニバーシティ・カウンシル(大学審議会―仮称)の創設

我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する報告権をもつ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル(大学審議会―仮称)」を創設する。

六、高等教育財政

高等教育の質的向上を図るためには、高等教育の在り方を見直しつつ、公財政支出の一層の充実が不可欠である。同時に、高等教育機関への資金の多元的導入を促し、その自主的な財政基盤を強化し、充実する必要がある。

ア、公財政支出の一層の充実に当たっては、基礎的、創造的な学術研究の振興、国際性の発展にかかわる諸活動、大学院の充実とその活性化等の諸課題に重点を置く。私学振興については、経常費補助を基本的に維持・充実しつつ、特色ある教育研究プロジェクトに対する補助の大幅な拡充を図る。

イ、地域社会と高等教育機関との連携を深め、とくに地域の大学等と地方公共団体が、財政的にもそれぞれの発意により、協力関係を実現し得る方策を講ずる。

ウ、高等教育機関に対する寄附金の増大を促すため、寄附受入れの諸条件を改善する。

エ、国立大学の財政自主性を拡大し、大学が自己の経営に積極性を発揮し得る条件を整備するため、予算、会計の弾力化を図り、各大学に諸種の自己基金や附置財団の設立を促す。また、国立大学資産の社会への開放利用ならびに土地信託など資産の活用を図る方策を検討する。

オ、今後の高等教育の発展を踏まえ、育英奨学制度の在り方を改善し、その充実を検討すべきである。

七、大学の組織と運営

(一) 大学における自主・自律の確立

大学の組織・運営における自主・自律体制の確立は不可欠な要素である。国立大学については、管理・運営の自主的責任体制の確立、学長、学部長等のリーダーシップの発揮、私立大学については、学長を中心とする教学の管理運営組織教授会の責務を明確にし、教学側と理事会が協調して、大学を含めて学校法人が一体として、

社会的責任を果たすべきである。公立大学は、その教育と研究を社会に開かれたものとし、地域社会の発展に寄与すべく、斬新な構想を展開することが期待される。

(二) 教員と職員

ア、教員に広く人材を求め、社会人、外国人の任用を拡大し得るよう適格条件の弾力化の措置を進める。

イ、人事の閉鎖性を排除し、その流動性を促すべく、教員に任期制を導入し得る道を開く。その際、処遇、研究条件等について検討する。

ウ、研究者養成、後継者育成の在り方について積極的な施策を進め、助手の職務内容、処遇、職名等について検討する。

エ、大学自身が教員の教育・研究上の業績評価に積極的に取り組み、また教員相互に自己努力を重ねることが望まれる。

オ、教育・研究の活性化のため、事務組織の再

編成、機能の改善、職員の体系的、専門的な研修を充実してその資質の向上を図る。

(三) 開かれた大学

大学は自らを広く社会に開放し、社会の要請を受けとめ、公共的な寄与を果たす責任を負う。学外者の参加を得た諮問の機関ないし組織の設置と活用、公開講座、市民講座等への協力、大学諸施設の市民への開放、大学への社会人の受入れ等を積極化する。さらに情報システムの普及に対応する体制を整備する。

八、大学の設置形態

将来に向かって、国・公立大学の設置形態そのものについても抜本的な検討を加え、あるべき大学の在り方、それにかかわる国の関与の仕組みを創造することが望まれる。国および大学関係者がこの課題に積極的に取り組むことを要請する。

△総務局行政部教育課担当係長▽